

医政歯発 0522 第 1 号
平成 27 年 5 月 22 日

各都道府県衛生主管部（局）長殿

厚生労働省医政局歯科保健課長

歯科技工士法第九条の二第一項及び第十五条の三第一項に規定する
指定登録機関及び指定試験機関の指定等について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により、歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）及び歯科技工法の一部を改正する法律（昭和 57 年法律第 1 号）の一部が改正され、都道府県知事が実施していた歯科技工士国家試験について、平成 27 年 4 月 1 日以降は、厚生労働大臣が実施することとされました。

併せて、厚生労働大臣は、歯科技工士名簿への登録事務を指定登録機関に行わせること、また、歯科技工士国家試験に係る試験事務を指定試験機関に行わせることを可能とする改正がされ、同日付けで施行されたところです。

これに伴い、別記のとおり、平成 27 年 6 月 1 日付けで指定登録機関及び指定試験機関を指定することとなりましたので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、管下の政令指定都市、保健所設置市、特別区、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

第一 指定登録機関及び指定試験機関の指定について

歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）第 9 条の 2 第 1 項及び第 15 条の 3 第 1 項の規定に基づき、以下の財団を指定登録機関及び指定試験機関として指定することとしたこと。

名 称：一般財団法人 歯科医療振興財団

所在地：東京都千代田区九段北 4-1-20 歯科医師会館内

指定の日：平成 27 年 6 月 1 日

第二 留意事項

- 1 平成 27 年 6 月 1 日より、歯科技工士免許に係る登録事務及び歯科技工士国家試験に係る試験事務は、指定登録機関及び指定試験機関が実際に行うこと。
- 2 歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 51 号）附則第 2 項に規定する経過措置は、指定後一定期間をもって廃止する予定であり、以後は、指定試験機関が合格証明書を発行することとなるため、平成 26 年度までに行われた歯科技工士国家試験（平成 20 年度までに行われた歯科技工士試験を含む。）の合格者名簿を都道府県から指定試験機関に移管していただくこととなるので、その準備方よろしくお願ひしたいこと。